

近日中に「り災証明書」及び「被災証明書」の受付を始めますので、準備をお願いします。

※用紙の都合上、発行部数を少なくしていますので、周りの方にもお知らせください。

平成28年4月28日 発行
＜編集と発行＞
西原村役場 企画商工課
TEL:279-3111
〒861-2402
西原村大字小森3259

1 「り災証明書」について

(1)「り災証明書」とは

被災者の生活に対する様々な支援や税、保険料の減免を受けるときに必要となる重要なもの。住家(居住のために使っている建物)の被害程度を示す証明書です。

調査員が家屋被害状況について現地調査を行い、

「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の4段階で判定します。

※ 家財道具や納屋、倉庫、車庫、門、塀などは対象となりません。

なお、原則として1世帯1枚の発行となります。

(2)証明書の発行について

西原村は家屋被害が村内全域にわたっており、住家調査に時間を要することから申請から証明書の発行まで1か月程度要する見込みです。

(3)その他

ア 事業用資産について

事業用資産(事務所、店舗、工場など)の融資や届出に係る「り災証明書」も申請可能です。

写真等による確認を行い証明書の発行を行います。 ※ 判断が難しい場合は現地確認を行う場合があります。

イ 借家、アパート等にお住まいの方で住民票の登録が村に無い場合

西原村に住民票の登録が無い方で、村内の借家、アパート等に居住されていた方は、「公共料金の支払いを証明できるもの(通帳の写し、領収書等)」又は、「賃貸契約書の写し」などが別途必要になります。

ウ 応急危険度判定との違いについて

すでに一部地域で行われている家屋の応急危険度判定(赤紙、黄紙、青紙が貼付)と、「り災証明」のための調査は目的や視点が違いますので、「り災証明」とは異なる判定ができることがあります…

【申請前に準備していただくもの】

- り災証明申請書 (申請書は役場にありますが、ホームページからもダウンロードできます。)
- 被災状況が分かる写真 (家屋の全景、特に被害が大きい箇所など)
- 印鑑 (印鑑がない場合は拇印で可)
- 本人確認ができるもの (運転免許証など)

2 「被災証明書」について

(1)「被災証明書」とは

被災した事実を証明するもので、村内で被災した個人(※)に対して発行されます。
また、被災証明の対象外である家財道具や納屋、倉庫、車庫、門、塀などの物件の被害についても発行します。(各種保険等の請求や、勤務先や学校の公休を申請する際等に必要となる場合があります。)

※ 村内旅行中に被災された方等も含む

(2)証明書の発行について

被災証明書は住家調査を行いませんので確認が取れば即発行が可能です。

【申請前に準備していただくもの】

- 被災証明願 (申請書は役場にあります。ホームページからもダウンロードできます。)
- 被害状況が確認できる写真 (家財道具等の損壊状況等がわかるもの)
- 印鑑 (印鑑がない場合は拇印)

ご不明な点等ございましたら西原村役場までお尋ねください。

TEL:279-3111

デマ・流言・チェーンメール等にご注意ください！

事実無根の情報やうわさに振り回されず、

根拠のある正しい情報に基づいて行動しましょう。